

令和3年度事業計画

(1) かんがいについて

① 葛西地区（葛西用水）

利根大堰から埼玉用水を経由して、4月から9月までの間、許可を受けている水利権の範囲内でかんがい区域へ用水を送ります。

また、中流部のパイプライン区域には、10箇所の揚水機場から、パイプラインにより用水を送ります。

② 江戸川右岸地区（金野井用水）

江戸川右岸に設置されている金野井揚水機場から、4月から9月までの間はポンプにより、それ以外の期間は必要に応じて自然取水により、許可を受けている水利権の範囲内でかんがい区域へ用水を送ります。

③ 二郷半領地区（二郷半領用水）

大落古利根川左岸に設置されている二郷半領揚水機場から、4月から9月までの間、許可を受けている水利権の範囲内でかんがい区域へ用水を送ります。また、中川左岸に設置されている二郷半領中川揚水機場から二郷半領用水路に補給水を送ります。

(2) 事業の実施計画

ア) 会議の開催

総代会、理事会、用水調整委員会などの会議を開催し、事業計画、予算、用水調整などについて審議します。

また、事業の執行状況、会計経理などの状況について、監査を実施します。

イ) 水利施設の運転、維持管理、整備補修、更新事業

かんがい用水を円滑に送水するため、用水路、揚水機場、堰上げ施設、除塵機、分土工などの水利施設の監視や操作を実施するとともに、水利施設の機能が適正に維持されるよう、施設の補修更新、設備の保守点検、用水路敷の雑草刈払いなどを実施します。

また、以下のとおり、水利施設の補修更新整備を進めます。

① 幸手領・権現堂2期地区（県営かんがい排水事業（長寿命化対策））

幸手市・杉戸町・春日部市に跨るパイプライン区域において、県営により揚水機場やパイプライン施設の補修更新を実施します。

② 権現堂3期地区（県営地盤沈下対策事業）

幸手市及び杉戸町を流れる権現堂川用水路において、県営により用水路の改修を実施します。

③ 古利根堰地区（県営土地改良施設耐震対策事業）

越谷市と松伏町境を流れる大落古利根川に設置された古利根堰において、大規模地震に備えるため、県営により耐震対策工事を実施します。

④ 幸手領第3揚水機場除塵機（維持管理適正化事業）

当改良区が、国及び県の補助を受けて、幸手領第3揚水機場の除塵機の補修工事を実施します。

ウ) 研修、各種協議会への参加、農業用水の啓発活動

総代及び役員を対象として、用水調整、施設の補修更新などをテーマに研修を実施します。

また、全国土地改良事業団体連合会など、加入14団体の事業に参加し、土地改良事業の促進を図ります。

更に、小学生などを対象として、農業用水に関する啓発活動を進めます。

(3) 一般会計、特別会計について

改良区の会計区分を、収入や目的に応じて、一般会計のほか9つの特別会計に区分し事業を実施します。